

介護職員初任者研修 取得にかかった費用

# 最大 全額返金！

資格取得補助金制度のご案内

セントケア・グループでは、お持ちの資格を活かしたり、資格を取得して仕事の幅を広げていただくために、「資格取得補助金制度」という制度を設けています。補助を受けるためには、要件がありますが、ぜひご活用いただき、セントケアで活躍ください！

また、入社後もこの制度は適用されますので、介護職員実務者研修や介護福祉士受験対策講座等、他の資格も要件を満たすことによって補助を受けることができます。



## 対象者

介護職員初任者研修資格取得後  
3ヶ月以内に入社された方



## 対象資格

介護職員初任者研修



## 補助要件と補助額

- ・資格取得後、6ヶ月勤務かつ50日就業で半額を補助
- ・さらに6ヶ月勤務かつ50日就業（通算100日）で残り半額を補助

◆資格取得後、“せっかくだから活かしてみよう”とすぐに入社。入社時に資格取得補助金制度の説明を受け、6ヶ月経ったところで申請しました！

◆無資格で入社。所長から“資格取得補助金制度もあるので、資格を取って見たら？”と勧められ、受講。専門的な知識も得られ、仕事の幅も広がりました。1年後、全額補助していただきました。

活用事例



< 介護・福祉のトータルサービスカンパニー >

**セントケア 和歌山株式会社**

**TEL:073-448-2811**

**担当:武田**



# 就業のご案内

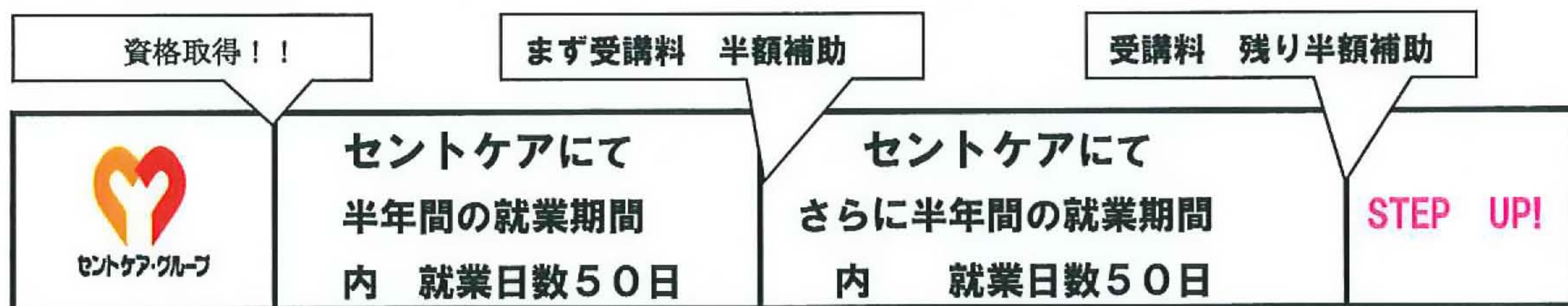
## セントケアの介護職員初任者研修

### 全額補助制度について

セントケアの全額補助金制度では、介護職員初任者研修を受講されて初めての就職をされる方にバックアップさせていただきます！（資格取得後3ヶ月以内！！）

- \* 登録型のスタッフではないので、面接で採用となったのち、契約社員としての契約となります（必ず面接をさせていただきます）
- \* 半年間で50日の就業日数後、受講料の半額をお返しさせていただきます。さらに半年間の就業期間ののち、50日の就業日数で 残りの半額をお返しさせていただきます。
- \* 就業日数の時間数は問いません。例）1日30分の身体介護のケアも1日になります

☆一連の流れ☆



就業日数 合計100日の期間が必要になります



☆詳しいお問い合わせについては☆  
**セントケア和歌山株式会社 採用担当**  
TEL：073-448-2811 武田まで

